2017年12月号 月刊情報誌

老人保健施設シーダ・ウォーク



時事寸考

シーダ・ウォーク施設長・医師の吉田です。寒くなってきま すと心配されるのがインフルエンザの流行です。さて、今年 はインフルエンザワクチンが不足しているというニュースを お聞きになった方も多いでしょう。原因はあまり知られてい ないようですが、熊本地震でワクチン製造工場に被害が生 じた、というのは昨年の話です(昨年は実際には不足しませ んでした)。最近のインフルエンザワクチンは 4 タイプのウイ ルスを基にして作られますが、その内の 1 つを変更したとこ ろ製造効率が悪くなり元に戻したことが今回の原因でした。 製造の出遅れですね。

近年流行する Α 型インフルエンザウイルスは A(H1N1)pdm09(2009 年に世界的に流行したタイプ)と A(H3N2)の 2 種です。国立感染症研究所の発表しているデ ータをみると 2013/14 と 2015/16 は A(H1N1)pdm09、 2014/14 と 2016/17 は A(H3N2)が主でした。順番からいう と今シーズン(2017/18)は A(H1N1)pdm09 ということになり ますが、このタイプは 1 月に入って急速に流行が広がる傾 向があり、また同時にB型インフルエンザも流行する傾向が あるようです。なお、過去の報告によると A(H1N1)pdm09 の 2~4%がタミフル耐性株でした(A(H3N2)では耐性はまれで す)。インフルエンザワクチンは A 型の両者とさらに B 型の 2 種類を抗原として含んでいますから、基本的には有効と考 えられます。



イベント・コンサート※内容等、変更となる場合がございます。

◆12月16日(土) クリスマスコンサート

【歌おう会の皆さん】

◆12月22日(金) ミュージックタイムクリスマスコン 【馬場尊子先生】



栄養科より今月の一押しメニュ

12 月は 12/25 のクリスマスの昼食に "パセリライス・コンソメスープ・フライドチ キン・ミニグラタン・デザート"をご用意する 予定です。

また、12/22 の冬至には夕食に魚の 柚庵焼き、かぼちゃの甘煮を予定してい ます。12/31 の夕食の年越し椀にはじま り、新年 1/1~1/3 は昼食を中心にお節 料理をご用意します。



Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していた だくこの連載ですが、今回のテーマは…

遺留分減殺請求権の行使期間

自分の財産を誰にどれだけ相続させるのかは、基本的 には遺言で自由に決めることができます。

しかし、相続財産には遺言によっても自由に処分できな い部分があります。これを遺留分といいます。遺留分を侵 害するような遺言がなされた場合、遺留分を侵害されて いる人は、遺留分減殺請求権という権利を行使すること により、遺留分を取り返すことができます。

例えば、既に配偶者を亡くしているAさんが子B、子Cの 二人を残して死亡したとします。Aさんの全財産が現金1 000万円で、全財産をBさんに相続させるという遺言を残 して亡くなったとします。この場合、被相続人の財産の2 分の1(※ 直系尊属のみが相続人である場合、この割 合は3分の1になります)に法定相続分(2分の1)を掛け 合わせた250万円がBさん、Cさんの遺留分になります。 全財産がBさんに行くわけですから、遺言内容がBさんの 遺留分を侵害することはありません。他方、Cさんは250 万円の遺留分を持っているのに1円も貰えなかったわけ ですから、250万円の遺留分を侵害されていることになり ます。この場合、CさんはBさんに対して侵害されている 遺留分に相当する250万円を払えと請求することができ ます。これが遺留分減殺請求です。

遺留分減殺請求をする上で最も注意しておかなければ ならないのは、その時効期間の短さです。遺留分減殺請 求は、遺留分権利者が相続の開始及び減殺すべき贈与 又は遺贈があったことを知った時から1年以内に行使しな ければなりません(民法1042条)。Cさんとしては1年以 内にBさんに遺留分減殺請求をしなければ、遺言通り全 財産はBさんに相続されることになります。

1年というのは法律家の感覚で言うとかなり短いです。 亡くなった後、すぐにお金の話をするのは気が引けると思 っていると、すぐに経過してしまいます。そのため、遺留分 を侵害されていると感じた場合には、速やかに弁護士に 相談することをお勧めします。



桜丘法律事務所

弁護士 師子角 允彬(ししかど・のぶあき)

(電話)03-3780-0991 (WEB)http://www.sakuragaoka.gr.jp

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL. 03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 http://www.kawakita.or.jp/

2017年11月25日発行 vol.126 編集:島田·新井

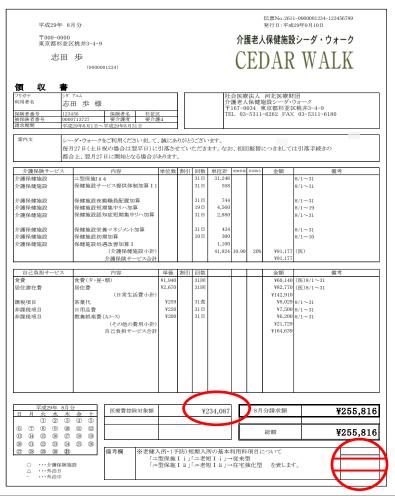
シーダ・ウォークを利用して支払った費用の一部は

医療費控除の対象になります



自分や家族のために医療費を支払った場合は、確定申告で所得税の医療費控除を受けられます。控除額は「医療費負担合計額ー所得金額合計額の 5%(10 万円まで)」で最高で 200 万円です。シーダ・ウォーク利用料の一部も、医療費として申告することができます。ただし、平成 29 年分の確定申告から領収書の提出は不要となりました。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

なお、高額介護サービス費として払戻しを受けている場合は、その費用を医療費控除対象金額から差し引いた金額を申告することになります。



対象になる医療費額はどこ に書いてあるの?



領収書の中央下に、月ごとの医療費控除額 が記載されています。今年度に支払った領収 書をお使いください。

注意点として、<u>今年 12 月末までに引き落と</u> しがあった領収書を申告します。ご利用月で はございませんので、ご注意ください。

したがって、12月利用分は1月以降の支払 いとなるため、次年度で申告します。

よくある質問

- ① 送付先が本人のものでなくても大丈夫? →利用者名にお名前があるので問題ありません。
- ② 領収書をなくしてしまいました。→1 か月分 1,080 円で再発行いたします。
- ③ どの項目が医療費控除の対象ですか? →介護保険サービスの自己負担分1割(2割)、食費、居住滞在 費(ショート・ロングステイのみ)となります。 領収書の備考欄に「(医)」と記載のあるものが対象項目です。

※補足事項

<ロングステイ>

「介護保健施設」項目すべて、「食費」、「居住費」、「外来診療費」、「歯科診療日」

<ショートステイ>

「老健:短期入所療養介護」項目すべて、「食費」、「居住費」

<デイケア>

「通所リハビリテーション」項目すべて、「食費」

<訪問リハビリテーション>

「訪問リハビリテーション」項目すべて

領収済 29. 12. 27

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク 29年1月27日~ 29年12月27日の 領収印のものまで!

ご不明な点はシーダ・ウォークまでお問い合わせください。

TEL:03 (5311) 6262 (代表)